

注記

1. 重要な会計方針

(1)有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地においては備忘価額1円としています。

イ. 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2)有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券・・・該当事項なし

②満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの・・・該当事項なし

イ. 市場価格のないもの・・・該当事項なし

③出資金

ア. 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のないもの・・・出資金額

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当事項なし

(4)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7年～50年

工作物 5年～75年

物品 2年～30年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③リース資産

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5)引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を計上しています。

③損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた

将来負担額を計上しています。

④賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引及び所有権移転外ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7)連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9)連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

該当事項なし

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更
該当事項なし

(2) 表示方法の変更
該当事項なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更
該当事項なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃
該当事項なし

(2) 組織・機構の大幅な変更
該当事項なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正
該当事項なし

(4) 重大な災害等の発生
該当事項なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
株式会社あつまるタウン田原	-	607,500円	607,500円	607,500円
計	-	607,500円	607,500円	607,500円

(2) 係争中の訴訟等
該当事項なし

5. 追加情報

(1) 連結対象団体(会計)

会計名称	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	—
下水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	—
愛知県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.78%
愛知県市町村職員退職手当組合	一部事務組合・広域連合	みなし連結	—
東三河広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	8.63%
田原市土地開発公社	地方三公社	全部連結	—
公益財団法人華山会	第三セクター	全部連結	—
株式会社あつまるタウン田原	第三セクター	全部連結	—
株式会社グリーンエナジーたはら	第三セクター	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。

② 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

③ 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
ただし、愛知県市町村職員退職手当組合については、みなし連結とします。

④ 地方三公社は、全て全部連結の対象としています。

⑤ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体(出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。